

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 6日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒755-8510

住 所 山口県宇部市大字小串1985番地

氏 名 宇部マテリアルズ株式会社

代表取締役社長 伊藤 芳明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0836-31-0156

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宇部マテリアルズ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸8番の2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類；製造業 中分類；窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	売上金額（出荷ベース）10,479百万円
③ 従業員数	201名（正社員122名,常駐協力会社員79名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙-1参照

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※別紙-2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1230.1 t	t
	(これまでに実施した取組) 原料及び製品のベルトからのこぼれを無くす(クリーナーの設置)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 原料及び製品のベルトからのこぼれを無くす(クリーナーの設置)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生石灰、消石灰、炭カル毎に分別している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生石灰、消石灰、炭カル毎に分別している

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
①現状	全処理委託量	1230.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	84.9 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1145.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 原料及び製品のベルトからのこぼれを無くす(クリーナーの設置)		
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		

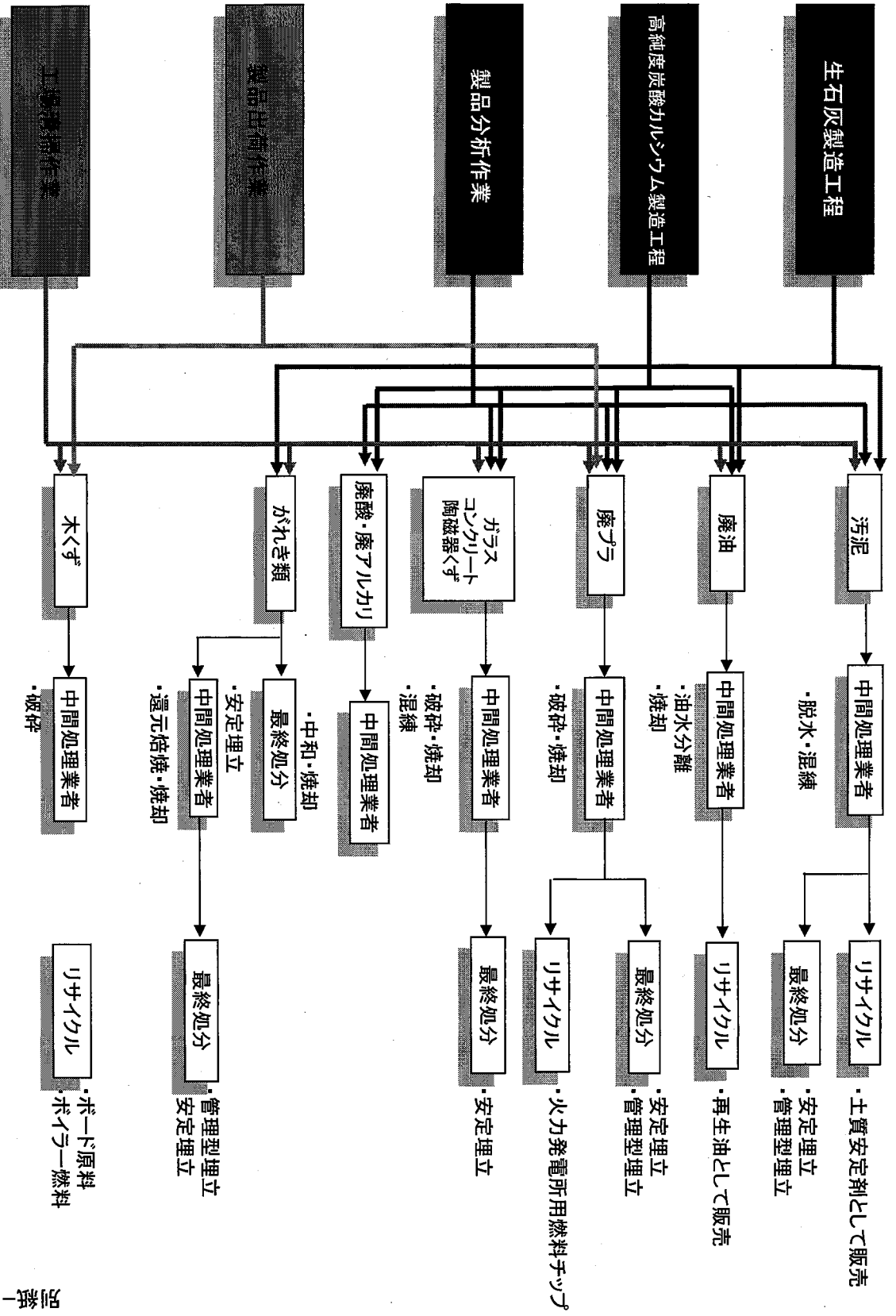
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1800	t
	優良認定処理業者への処理委託量	400	t
	再生利用業者への処理委託量	1400	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	(今後実施する予定の取組) 原料及び製品のベルトからのこぼれを無くす(クリーナーの設置)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

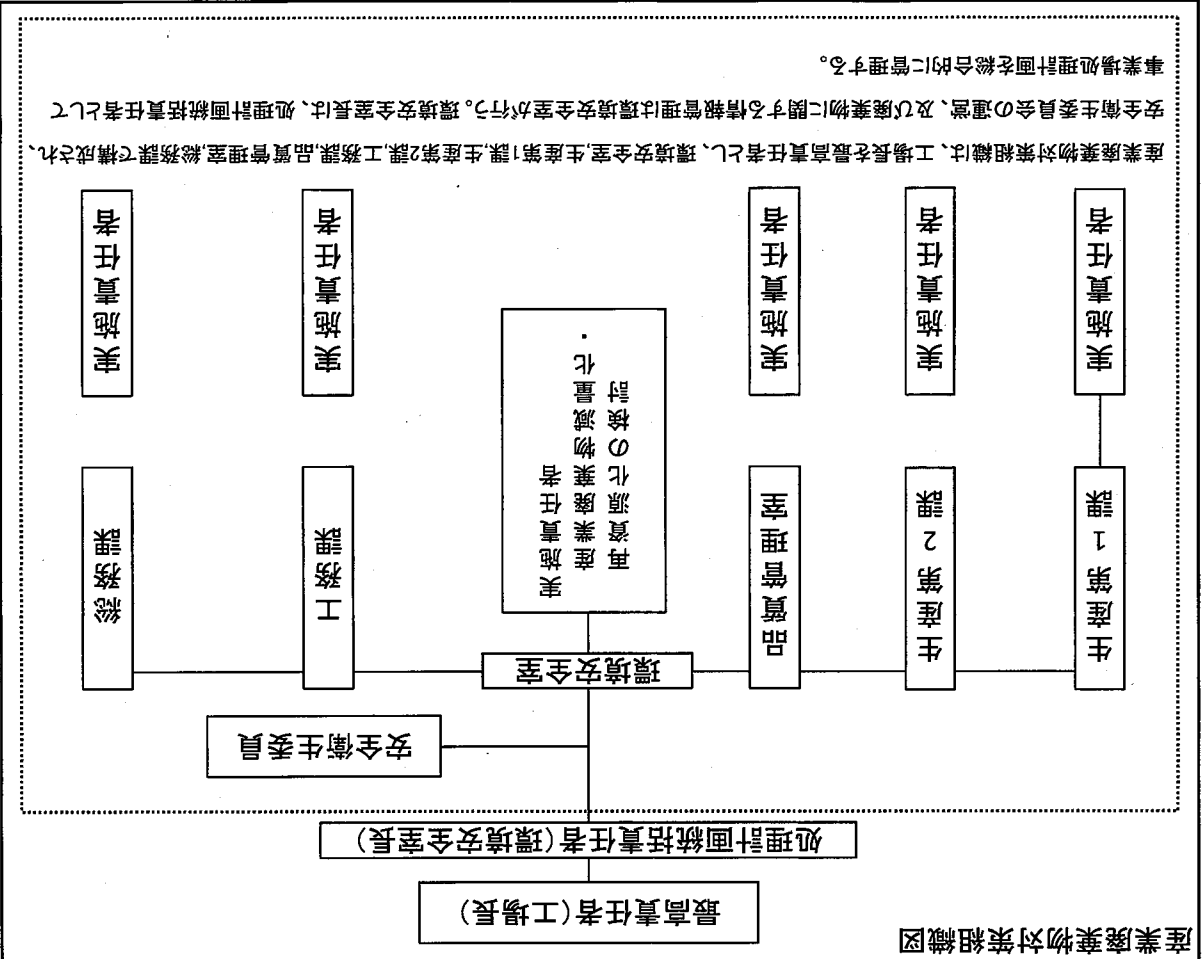
産業廃棄物の処理工程



廃棄物管理組織・体制

管理組織責任者	所属 千葉工場	職 工場長
廃棄物担当組織名	組織名 環境安全室	環境安全室 廃棄物担当組織人数 6人
電話番号 0436-(22)-3566		
名称 環境マニュアル(EMS)・規程		
<p>事業場処理計画の最高責任者は工場長とし、工場内全ての廃棄物に関する管理統括を行う。計画の作成・実施に係る管理は環境安全室が担当し、環境安全室長は計画責任者としてその職務を遂行させる。</p> <p>対策の実施にあたっては、千葉工場の各課長が実施責任者として廃棄物管理を徹底させる。廃棄物に関わる問題等は安全衛生委員会等で検討し、これらの事務局は環境安全室が果たす。</p> <p>廃棄物は全て、環境安全室が処理責任部署として担当しており、処理委託契約書の作成、マニフェスト伝票の発行・管理、処理費用伝票発行等、実績記録と工場内関係部署への周知徹底を図っている。</p>		
<p>種類</p> <p>情報管理方法</p>		

産業廃棄物対策組織図



備考1. 処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画統括責任者、

処理計画作成機関、処理計画への関与、権限、責任範囲等を明確にする。

備考2. 処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、

保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。

産業廃棄物対策組織は、工場長を最高責任者とし、環境安全室 生産第1課 生産第2課 工務課 品質管理課 総務課で構成され、安全衛生委員会との連携、及び廃棄物に関する情報管理は環境安全室が行う。環境安全室長は、処理計画統括責任者として事業場処理計画を総合的に管理する。